

二度と大規模火災を
発生させないために!

「林野火災注意報・警報」の 運用を開始しました。

今治市では、**令和8年1月1日から**林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用を開始しました。

令和7年3月23日に発生した「令和7年今治市林野火災」の教訓を生かし、もう二度と大規模火災を起こさないという強い決意で火災予防に取り組みます。

林野火災注意報・警報 とは… 気象状況から林野火災の予防上注意が必要と判断される場合に、市が「林野火災注意報・警報」を発令します。

発令中は、指定された区域内で火の使用が制限されます。



林野火災注意報

発令基準 ①乾燥注意報が発表されていること
②前後12日間の平均降水量が3ミリ以下

火の使用制限…努力義務

林野火災が発生しやすい状況です。
地域の安全を守るために、次の点についてご協力をお願いします。

- 指定された区域でのたき火・火入れ・野焼きなど、屋外での火気使用は控えてください。
- やむをえず火気を使用する際は、絶対にその場を離れないでください。
- 使用後は、完全に消火したことを必ず確認してください。

林野火災警報

発令基準 林野火災注意報の発令基準である
①及び②の状態が **4日以上連続する場合**

火の使用制限…義務

大規模な林野火災が発生する恐れが極めて高まっています。
地域の安全を守るために、次の点について厳守してください。

- 指定された区域でのたき火・火入れ・野焼きなど、屋外での火気使用は一切行わないでください。
- 不要不急の山林への立ち入りはできるだけ控えてください。
- 周囲で煙や炎を見かけた場合は、直ちに消防署へ連絡してください。

■火の使用制限とは

火入れ、火遊び、たき火、煙火(花火)などが
禁止になります。指定された区域は消防本部
のホームページで確認ください。



周知方法について

■林野火災 注意報発令時…消防車両

■林野火災 警報 発令時…防災行政無線、今治市公式SNS、消防車両 などで行います。



林野火災注意報・警報発令中 「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報発令中は、罰則を伴わない「努力義務」です。
一方、林野火災警報発令中は、「火の使用の制限」に違反した者
に対して、**30万円以下の罰金または拘留に処する**ことが消防
法で定められています。

火の取り扱いは、くれぐれもご注意ください。